

下松市週休２日工事に関する Q&A の一部改正について (お知らせ)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

技 術 監 理 課

建設業界においては、建設現場における担い手の中長期的な育成・確保のため、週休２日の取得を含めた「働き方改革」への取組が課題となっています。

下松市では令和２年度より週休２日モデル工事を実施しているところですが、令和 6 年 1 1 月 1 日から下松市週休２日工事に関する Q&A を以下のとおり一部改正します。

1. Q&A の主な改正内容

1. 測量作業等の補正対象 (Q18)
2. 「月単位」の対象期間 (Q28)
3. 小規模土木工事（少額工事）の週休２日の対象 (Q29)
4. 工場製作の経費の補正 (Q30)
5. 施工箇所が点在する工事の週休２日の判断 (Q31)

2. 適用基準日

令和 6 年 1 1 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

以上